



社団法人 自由人権協会
〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山糸護士ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www/jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2010年10月26日

社団法人 自由人権協会
代表理事 羽柴 駿
同 紙谷 雅子
同 田中 宏
同 喜田村 洋一
同 三宅 弘

裁判員裁判制度における報道の自由に係る声明

1 はじめに

裁判員制度は、2009年8月に第1号裁判が行われてから、1年以上が経過し、以来、本年7月までの1年間に全国で850を上回る裁判が行われた。しかしながら、裁判員裁判に関する取材・報道は、不健全な状態が続いている。私たち自由人権協会は、現在の裁判員裁判を取り巻く取材・報道の状況を憂慮し、本声明を発表する。

なお、この声明は、裁判員制度に関する現行法を前提とし、取材・報道に関連する運用の改善を求めるものであり、近い将来に行われる制度検討に際し必要となる法令の改正を論ずるものではない。

2 裁判員制度検証の必要性

根強い慎重論を押し切って、政府が裁判員裁判の導入を進めた最大の眼目は、市民の健全な常識を司法に反映させる、ということにあった。そうであるならば、裁判員裁判における判決や審理が、実際に市民の健全な常識が反映されたものかどうかを検証することは、極めて重要である。そしてそのための重要な役割を報道が担っている。

しかし現在の報道によって、裁判員裁判が適切に検証できているかどうかについては、不十分であるといわざるをえない。裁判員に罰則付きの守秘義務が課せられ、その解釈適用において上記のような報道の役割に対する認識が不十分であるとともに、守秘義務を負った裁判員を保護するという大義名分の下で、裁判員の記者会見を事実上、裁判所が管理しているからである。

3 守秘義務の不均衡

職業裁判官にも、判決を導くための議論のプロセスや結果について「評議の秘密」を守るべき義務が課されている。そして、分限処分等の可能性はあるにせよ直接の罰則規定はない。これに対して一般人である裁判員、裁判員経験者は、最大で6カ月の懲役という罰則付きの守秘義務を生涯にわたって課される。

なぜ、職業裁判官と裁判員の間、このような差別的扱いが設けられているのか、裁判員裁判の実例が着実に積み重ねられていく中で、合理的な答えは依然として見出せない。そして裁判員にとっては、言っていることといけないことの境界線があいまいであるがゆえに、必要以上の大きなプレッシャーがかかり「何もいえない」状況を作り出している。

この点については、近い将来の制度見直しにおいて十分に検討されるべきものであるだけでなく、現行法を前提としても、裁判員の守秘義務の解釈適用にあたっては十分な慎重さが要求されるというべきであろう。

4 裁判所の記者会見介入

裁判員の記者会見に、裁判所が過度に介入している実態も見過ごすことができない。個別具体的な裁判に加わる裁判員が、一体、どこのだれなのかの情報は裁判所が管理し、裁判が終わっても、明らかにされないことになっている。報道機関は、選任された裁判員を特定することができず、裁判員裁判の体験について取材をしようにも、裁判員と直接交渉することができないため、裁判所が設定して裁判所内で行われる裁判員の判決後記者会見を、取材の唯一の端緒にせざるを得ない。そしてこのことが、実態として裁判所による記者会見への介入を許すことにつながっている。

たとえば東京地裁では、裁判所と報道機関側との申し合わせによって、判決言渡しの後、裁判所内の部屋を使って、裁判所職員による立ち会いの下、記者会見が行われている。所内で守秘義務違反という違法行為がなされることを黙認できないとして、立ち会った裁判所職員は、記者の質問や裁判員の答えをその場でチェックし、公然と、記者の質問を変えさせたり、裁判員が答えるのを途中で制止したりしている。

このような行為が裁判員を萎縮させ、自由な意見表明を妨げる恐れがあることは明らかである。また、裁判所職員の立ち会いは、裁判所に都合の悪い事実を隠すことにも利用されかねず、その意味でも、健全な記者会見と呼べるものでは到底ない。

一方の報道機関は、このような記者会見の現状に問題が大きいことを認識しながらも、裁判員に対するアクセスを確保することを最優先し、裁判所の記者会見介入に甘んじている。しかしこのような妥協は、報道機関の使命を放棄するものであり、許されないものといわざるを得ない。

罰則付き守秘義務が、裁判所職員によって恣意的に運用され、裁判員記者会見が、記者は裁判参加について無難な質問をし、裁判員は当たり障りのない感想を述べるだけ場になってしまうとするならば、市民の知る権利を満足させることも、裁判員裁判を検証することもできなくなる。

さらにいうならば、職員の立ち会いを回避し本人同意のもとでの撮影や録音を行うために、裁判所内で開催した記者会見の直後に、改めて所外で2回目の独自記者会見を開催することが常態化している。これは裁判員にとって余計な負担を課すことになっており好ましくないし、取材する側にしても二度手間を強いるものとなっている。こうした状況を作り出しているのも、裁判所の記者会見への過度な介入が原因であると考えられる。

5 まとめ

裁判員制度は、2012年5月以降に制度の施行状況を検討することとされている。さまざまな批判や欠陥が指摘されていた裁判員制度を、「見切り発車」的にスタートさせるならば、実際の運用での問題点や不都合を是正する必要性が出てくることは当初から想定されていたのである。

それだけに、現在進行中の個々の裁判員裁判が、評議を含めてどのように運用されているのか、裁判員が単なるお飾りにされている恐れはないのか、さらには刑事裁判における適正手続の保障に問題はないのか等を明らかにしておく必要は大きい。法務省では、制度見直しを議論する「裁判員制度に関する検討会」が発足しているが、検証の議論を充実させるためにも、現在の裁判員報道の問題は早急に是正される必要がある。

自由人権協会はその具体的な是正項目として、裁判員に課されている罰則付き守秘義務の解釈適用の見直しと、裁判所職員の記者会見立ち会いの即時中止を、ここに求める。

以上